

るるパーク屋外遊具リニューアル業務仕様書

1 事業内容等

(1) 実施設計

- (2) 遊具リニューアル工事(遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S:2024)の適合工事含む)
- (3) 遊具資材搬入等に伴う仮設道整備工事(必要に応じて)
- (4) (2)に伴い支障となる施設(既設遊具、樹木等)の移設・撤去工事(必要に応じて)
- (5) 使用上の注意看板等設置工事(必要に応じて)

※上記のほか、事業のために必要となる工事や調査、手続き費用等を含む。

※提案上限額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば積極的な追加提案を求める。

2 要求要件

(1) 目的物に関する事項

- ①提案上限額 60,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)
- ②施工場所 大分農業文化公園(〒879-1312 大分県杵築市山香町大字日指1-1)
- ③遊具概要 複合遊具2基
 - ・公園西側 プレイファームランド
 - ・公園東側 レイクサイドキャッスル

(2) 配慮事項

- ①リニューアルは、既存遊具の単純な更新・修繕にとどまらない内容とすること。なお、既存遊具の骨格を活用する内容でも差し支えない。
- ②整備する遊具は、遊具の基準「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第3版)」(令和6年6月国土交通省)、「遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S:2024)」(一般社団法人日本公園施設業協会)に準拠すること。
- ③子どもたちの五感や好奇心・冒険心を刺激し、アスレチック性の高い遊具を基本とすること。
- ④楽しく体を動かさせ、子ども同士や親子のコミュニケーションづくりに資するものとする。
- ⑤遊具の対象年齢は原則12歳までとする。
- ⑥保護者等が子どもの状況を把握できるよう視認性を考慮するなど、見守りしやすい環境の工夫を行うこと。
- ⑦確認しやすい位置に、遊具の対象年齢を示すシールを貼付すること。
- ⑧遊具の対象年齢、遊び方、注意事項などを記載した案内看板等を適切に配置すること。
- ⑨必要に応じて、安全な利用を確保するために、必要なエリアへクッション性のあつる安全マット等の敷設や安全柵を設置すること。
- ⑩遊具等の材質は、腐食しにくく、耐久性に優れていること。

- ⑪遊具等の塗装は、耐久性に優れているだけでなく、汎用性のあるものを使用すること。
- ⑫遊具等は、維持管理がしやすいよう、部材ごとの交換や修繕が容易な構造・材質とすること。また、交換部品の調達が容易であること。
- ⑬公園施設団体賠償責任保険の対象となる製品とすること。
- ⑭遊具の標準使用期間については、15年以上とすること。完成後15年間に必要となる維持管理費用の予測を1年毎にまとめた維持管理ランニングコスト表を提出すること。
- ⑮大分農業文化公園のコンセプトにあった配色、デザインとすること。
愛称：るるパーク
コンセプト：自然の中で憩い、遊び、健康になり、学べる。楽しさ満載の公園

(3) 施工に関する事項

- ①工事の作業時間は、公園の開園時間に準ずる。

開園時間 (予定)	
1・2・12月	10:00～16:00
3～6・9～11月	9:30～17:00
7・8月	9:30～18:00

※管理者が認める場合はこの限りではない

- ②工事を施工しない日は、原則、土・日曜日及び祝日とする。
土・日曜日及び祝日に作業が必要な場合は、管理者と事前に協議すること。

- ③公園休園日に作業する場合は、管理者に事前に連絡すること。

休園日 (予定)	
1～3・5～9 ・11・12月	休園日：8/12、3/24・31を除く火曜日(同上) 12/29・31、1/1～3
4・10月	休園日：なし

- ④可能な限り、来園者の多い時期(繁忙期)に配慮した施工計画とすること。
繁忙期：4～5月上旬、9～11月上旬
- ⑤施工に支障となる物件の移設及び樹木の剪定等の費用についても提案金額に含めること。
- ⑥園内で車両の通行を想定していない箇所を搬入車両が通過する場合は、必要に応じて養生等による適切な対応を行うこと。
- ⑦受注者は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第3版)」(令和6年6月国土交通省)、「大分県土木工事共通仕様書」(令和6年10月)等に基づき設計及び工事を履行すること。

- ⑧受注者は実施設計の詳細図面に明記してある材料について、監督員の承諾を得て速やかに手配を行い、工事の進捗に遅延のないようにすること。また、設置前に監督員へ連絡し、材料の検収を行うこと。
- ⑨工事完成写真作成の際は、工程毎に各段階（着手前、完成、施工状況、出来形管理、品質管理、その他）に整理し、工事の過程が容易に把握できるようにすること。
- ⑩大分県が示す「土木工事の施工管理基準及び規格値」に基づき、出来形管理図表、品質管理図表を作成すること。
- ⑪遊具等の品質確認検査及び竣工時の社内検査（出来形確認）の状況写真を提出すること。
- ⑫現場より発生する建設副産物については、適正に処分すること。
- ⑬工事区域は工事関係者以外の出入りがないよう侵入防止柵棟で封鎖するとともに、工事車両通行の際は交通誘導員を配置する等安全対策を行うこと。また、一般の公園利用者の安全を第一とすること。
- ⑭工事に伴い、既設の公園施設等を破損した場合は、受注者により補修等行うこと。
- ⑮その他、不明な点については、監督員の指示によること。

4 提案を求める範囲

- (1) リニューアルの内容（デザイン、構造、機能）
 - 2 (2) 配慮事項を満たした提案を行うこと。
- (2) 遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S:2024)への適合工事の内容
遊具の維持管理を低減できる対策の提案を行うこと。

5 参考資料

- (1) 公園概要
- (2) 遊具位置図・図面
- (3) 遊具の安全に関する規準への適合結果